

独占禁止法

[中華人民共和國反壟斷法]

(全國人民代表大會常務委員會制定、2007 年 8 月 30 日公布、2008 年 8 月 1 日施行)

目 次

- 第 1 章 總則 (第 1 条 ~ 第 12 条)
- 第 2 章 独占合意 (第 13 条 ~ 第 16 条)
- 第 3 章 市場における支配的地位の濫用 (第 17 条 ~ 第 19 条)
- 第 4 章 事業者の集中 (第 20 条 ~ 第 31 条)
- 第 5 章 行政権限の濫用による競争の排除、制限 (第 32 条 ~ 第 37 条)
- 第 6 章 独占の疑いのある行為に対する調査 (第 38 条 ~ 第 45 条)
- 第 7 章 法律責任 (第 46 条 ~ 第 54 条)
- 第 8 章 附則 (第 55 条 ~ 第 57 条)

第 1 章 總則

第 1 条

独占行為を防止及び阻止し、市場における公平な競争を保護し、經濟運用効率を向上させ、消費者の利益及び社会公共の利益を維持保護し、社会主義市場經濟の健全な發展を促進するため、本法を制定する。

第 2 条

中華人民共和國国内の經濟活動における独占行為に対し、本法を適用する。中華人民共和國国外の独占行為が、国内の市場競争に対して排除的又は制限的影響を生じる場合は、本法を適用する。

第 3 条

本法に定める独占行為には次の各号の内容を含む。

- (1) 事業者の独占合意
- (2) 事業者の市場における支配的地位の濫用
- (3) 競争を排除し、又は制限する効果を有する又は有するおそれがある事業者の集中

第 4 条

国は社会主義市場經濟に適應する競争規則を制定し、及び実施し、マクロコントロールを完全なものにし、統一的、開放的、競争的かつ秩序ある市場體系を健全化する。

第 5 条

事業者は、公平な競争と自由意思による結合により、法に基づいて集中を実施し、経営規模を拡大し、市場競争力を向上させることができる。

第 6 条

市場における支配的地位を有する事業者は、市場における支配的地位を濫用して、競争を排除し、又は制限してはならない。

第 7 条

国有経済が支配的地位を占める、国民経済の命脈及び国の安全に関わる業種並びに法に基づき専業、専売を実施する業種について、国はその事業者の合法的な経営活動を保護するものとし、かつ事業者の経営行為並びにその商品及びサービスの価格については法に基づく監督管理及び調整を行い、消費者の利益を維持保護し、技術の進歩を促進させる。

前項に定める業種の事業者は、法に基づいて経営し、誠実に信義を守り、厳格に自らを律し、社会公衆の監督を受けなければならない、その支配的地位又は専業者、専売者としての地位を利用して消費者の利益を損なってはならない。

第 8 条

行政機関及び法律、法規により授権された公共の事務を管理する職能を有する組織は、行政権限を濫用して競争を排除し、又は制限してはならない。

第 9 条

国務院は、独占禁止委員会を設置し、独占禁止に関する業務の組織、調整、指導を行い、次の各号に掲げる職責を履行する。

- (1) 関連競争政策の検討、立案
- (2) 市場全体の競争状況の調査及び評価の実施、評価報告の公布
- (3) 独占禁止ガイドラインの制定、公布
- (4) 独占禁止に関する行政法律執行業務の調整
- (5) 国務院が定めるその他の職責

国務院独占禁止委員会の構成及び業務規則は、国務院が定める。

第 10 条

国務院が定める独占禁止に関する法の執行責任を負う機構（以下「国務院独占禁止法執行機構」という）は、本法の規定に従い、独占禁止の法執行業務を行う。

国務院独占禁止法執行機構は、業務の必要に応じて、省、自治区、直轄市人民政府の相応の機構に授権し、本法の規定に基づき独占禁止関連の法執行業務を行わせることができる。

第 11 条

業種協会は、業種の自律を強化し、当該業種の事業者の法に基づく競争を導き、市場競争秩序を維持保護しなければならない。

第 12 条

本法にいう事業者とは、商品の生産、経営又はサービスの提供に従事する自然人、法人及びその他の組織を指す。

本法にいう関連市場とは、事業者が一定期間内に特定の商品又はサービス（以下まとめて「商品」という）について競争を行う商品の範囲又は地域範囲を指す。

第 2 章 独占合意

第 13 条

競争関係を有する事業者が次の各号に掲げる独占合意を結ぶことを禁止する。

- (1) 商品の価格を固定し、又は変更すること
- (2) 商品の生産数量又は販売数量を制限すること
- (3) 販売市場又は原材料調達市場を分割すること
- (4) 新技術、新設備の購入を制限し、又は新技術、新製品の開発を制限すること
- (5) 共同して取引を排斥すること
- (6) 国務院独占禁止法執行機構が認定するその他の独占合意

本法にいう独占合意とは、競争を排除し、もしくは制限する合意、決定、又はその他の協力的行為を指す。

第 14 条

事業者が取引相手と次の各号に掲げる独占合意を結ぶことを禁止する。

- (1) 第三者に対する商品再販売価格を固定すること
- (2) 第三者に対する商品再販売最低価格を限定すること
- (3) 国務院独占禁止法執行機構が認定するその他の独占合意

第 15 条

事業者が、合意の達成は次の各号に掲げる事由のいずれかに該当することを証明できる場合は、本法第 13 条及び第 14 条の規定を適用しない。

- (1) 技術改良、新製品の研究開発のためである場合
- (2) 製品品質の向上、原価の引下げ、効率の増進、製品規格及び基準の統一、又は専門化のための分業のためである場合
- (3) 中小事業者の経営効率を高め、中小事業者の競争力を増強するためである場合

- (4) エネルギーの節約、環境の保護、災害救助等、社会公共の利益を実現するためである場合
- (5) 経済の不景気につき、販売量の著しい下降又は生産の明らかな過剰を緩和するためである場合
- (6) 対外貿易及び対外経済協力における正当な利益を保障するためである場合
- (7) 法律及び国務院の定めるその他の場合

前項第 1 号から第 5 項の事由に該当し、本法第 13 条及び第 14 条の規定を適用しない場合、事業者は、さらに合意の達成が関連市場の競争を著しく制限することがないこと、かつ消費者にもこれにより生じる利益を享受させることが可能であることを証明しなければならない。

第 16 条

業種協会は、当該業種の事業者を本章で禁じている独占行為に従事させてはならない。

第 3 章 市場における支配的地位の濫用

第 17 条

市場における支配的地位を有する事業者が次の各号に掲げる市場における支配的地位の濫用行為を禁止する。

- (1) 不公平な高価格で商品を販売し、又は不公平な低価格で商品を購入すること
- (2) 正当な理由なく、原価を下回る価格で商品を販売すること
- (3) 正当な理由なく、取引相手との取引を拒否すること
- (4) 正当な理由なく、取引相手が当該事業者とのみ取引を行うことができるよう限定し、又はその指定する事業者とのみ取引を行うことができるよう限定すること
- (5) 正当な理由なく、商品を抱き合わせ、又は取引においてその他の不合理な取引条件を付加すること
- (6) 正当な理由なく、条件が同一の取引相手に対し、取引価格等の取引条件において差別的取扱をすること
- (7) 国務院独占禁止法執行機構が認定するその他市場における支配的地位を濫用する行為

本法にいう市場における支配的地位とは、事業者が関連市場内において商品の価格、数量もしくはその他の取引条件をコントロールすることができ、又は他の事業者が関連市場に参入する能力を阻止し、もしくは影響することができる市場地位を指す。

第 18 条

事業者が市場における支配的地位を有することについての認定は、次の各号の要素に基づかなければならない。

- (1) 当該事業者の関連市場における市場占有率、及び関連市場の競争状況
- (2) 当該事業者が販売市場又は原材料調達市場をコントロールする能力
- (3) 当該事業者の財力及び技術条件
- (4) 他の事業者の当該事業者に対する取引における依存の程度
- (5) 他の事業者の関連市場への参入の難易度
- (6) 当該事業者の市場における支配的地位の認定に関連するその他の要素

第 19 条

次の各号に掲げる状況のいずれかに該当する場合、事業者は市場における支配的地位を有するものと推定することができる。

- (1) 一つの事業者の関連市場における市場占有率が 2 分の 1 に達している場合
- (2) 二つの事業者の関連市場における市場占有率が合計で 3 分の 2 に達している場合
- (3) 三つの事業者の関連市場における市場占有率が合計で 4 分の 3 に達している場合

前項第 2 号及び第 3 号に定める状況で、そのうちのある事業者の市場占有率が 10 分の 1 に満たない場合は、当該事業者が市場における支配的地位を有すると推定してはならない。

市場における支配的地位を有すると推定される事業者が、市場における支配的地位を有しないことを証明する証拠を有する場合、市場における支配的地位を有すると認定してはならない。

第 4 章 事業者の集中

第 20 条

事業者の集中とは、次の各号に掲げる状況を指す。

- (1) 事業者が合併すること
- (2) 事業者が持分又は資産を取得する方法を通じて他の事業者に対する支配権を取得すること
- (3) 事業者が契約等の方式により他の事業者の支配権を取得すること、又は他の事業者に対して決定的な影響を与えることができること

第 21 条

事業者の集中が国务院規定の申告基準に達する場合、事業者は事前に国务院独占禁止法執行機構に申告しなければならず、申告していない場合、集中を実施してはならない。

第 22 条

事業者の集中において次の各号に掲げる事由のいずれかがある場合、国务院独占禁止法執行機構に申告しないことができる。

- (1) 集中に参加する一つの事業者が他の各事業者の 50 パーセント以上の議決権を有する

株式又は資産を保有している場合

- (2) 集中に参加する各事業者の 50 パーセント以上の議決権を有する株式又は資産が同じ一つの集中に参加していない事業者保有されている場合

第 23 条

事業者が国務院独占禁止法執行機構に集中を申告する場合、次の文書、資料を提出しなければならない。

- (1) 申告書
- (2) 集中が関連市場の競争状況に及ぼす影響の説明
- (3) 集中の合意
- (4) 集中に参加する事業者の会計士事務所の監査を経た前会計年度の財務会計報告書
- (5) 国務院独占禁止法執行機構が定めるその他の文書、資料

申告書には、集中に参加する事業者の名称、住所、経営範囲、集中実施予定日及び国務院独占禁止法執行機構が定めるその他事項を明記しなければならない。

第 24 条

事業者が提出した文書、資料に不備があった場合、国務院独占禁止法執行機構の定める期間内に文書、資料を補充提出しなければならない。事業者が期限を徒過しても文書、資料を補充提出しなかった場合は、未申告とみなす。

第 25 条

国務院独占禁止法執行機構は、事業者が提出した本法第 23 条の規定に合致する文書、資料の受領日から起算して 30 日以内に、申告した事業者の集中に対して初回審査を行い、さらなる審査を実施するか否かを決定し、かつ事業者に書面で通知しなければならない。国務院独占禁止法執行機構が決定する前に、事業者は集中を実施してはならない。

国務院独占禁止法執行機構がさらなる審査を実施しないと決定し、又は期限を徒過しても決定しない場合には、事業者は集中を実施することができる。

第 26 条

国務院独占禁止法執行機構がさらなる審査を実施すると決定した場合には、決定日から起算して 90 日以内に審査を終了し、事業者の集中を禁止するか否かを決定し、かつ事業者に書面で通知しなければならない。事業者の集中の禁止を決定したときは、理由を説明しなければならない。審査期間中は、事業者は集中を実施してはならない。

次の各号に掲げる状況のいずれかに該当する場合には、国務院独占禁止法執行機構は、事業者に書面で通知することで、前項に規定する審査期間を延長することができる。但し、最長でも 60 日を超えないものとする。

- (1) 事業者が審査期間の延長に同意する場合
- (2) 事業者の提出した文書、資料が精確ではなく、さらなる確認が必要である場合
- (3) 事業者の申告後、関連状況に重大な変化が生じた場合

国務院独占禁止法執行機構が期限を徒過しても決定しなかった場合には、事業者は集中を実施することができる。

第 27 条

事業者の集中の審査において、次の各号に掲げる要素を考慮しなければならない。

- (1) 集中に参加する事業者の関連市場における市場占有率、及びその市場に対する支配力
- (2) 関連市場における市場集中度
- (3) 事業者の集中が市場参入、技術進歩に対して与える影響
- (4) 事業者の集中が消費者及びその他の関連事業者に対して与える影響
- (5) 事業者の集中が国民経済発展に対して与える影響
- (6) 国務院独占禁止法執行機構が考慮すべきと認める市場競争に影響を与えるその他の要素

第 28 条

事業者の集中が競争の排除、制限効果を有する又は有するおそれがある場合、国務院独占禁止法執行機構は、事業者の集中の禁止を決定しなければならない。但し、当該集中が競争に対して与えるプラス影響がマイナス影響よりも明らかに大きいこと、又は社会公共の利益に合致することを事業者が証明できる場合には、国務院独占禁止法執行機構は、事業者の集中を禁止しないと決定することができる。

第 29 条

禁止しない事業者の集中に対し、国務院独占禁止法執行機構は、集中が競争に与えるマイナス影響を減少させる制限的条件を加える決定をすることができる。

第 30 条

国務院独占禁止法執行機構は、事業者の集中を禁止する決定又は事業者の集中に制限的条件を加える決定を、社会に対してすみやかに公布しなければならない。

第 31 条

外資が国内企業を買収し、又はその他の方法で事業者の集中に参加し、国の安全に関わる場合、本法に従い事業者の集中に対する審査を行う以外に、国の関連規定に従い国家安全審査も行わなければならない。

第 5 章 行政権限の濫用による競争の排除、制限

第 32 条

行政機関及び法律、法規により授権された公共の事務を管理する職能を有する組織は、行政権限を濫用し、単位又は個人にその指定する事業者の提供する商品を取扱わせ、購買させ、又は使用させるように制限し又は形を変えた制限をしてはならない。

第 33 条

行政機関及び法律、法規により授権された公共の事務を管理する職能を有する組織は、行政権限を濫用し、次の各号に掲げる行為を実施し、地域間における商品の自由な流通を妨害してはならない。

- (1) 他の地域の商品に対して差別化した費用徴収項目を設定し、差別化した費用徴収基準を実行し、又は差別化した価格を規定する。
- (2) 他の地域の商品に対して当該地域の同種商品と異なる技術上の要求、検査基準を規定し、又は他の地域の商品に対して重複検査、重複認証等の差別化した技術上の措置をとり、他の地域の商品の当該地域市場への参入を制限する。
- (3) 他の地域の商品のみに対する行政許可をとり、他の地域の商品の当該地域市場への参入を制限する。
- (4) 検問所の設置又はその他の手段をとり、他の地域の商品の参入又は当該地域の商品の運び出しを阻害する。
- (5) 地域間における商品の自由な流通を妨害するその他の行為

第 34 条

行政機関及び法律、法規により授権された公共の事務を管理する職能を有する組織は、行政権限を濫用し、差別化した資格要求、評価審査基準を設定し、又は法に従う情報公開をしない等の方式により、他の地域の事業者による当該地域の入札活動への参加を排斥もしくは制限してはならない。

第 35 条

行政機関及び法律、法規により授権された公共の事務を管理する職能を有する組織は、行政権限を濫用し、当該地域の事業者と不平等な待遇をする等の方式をとることで、他の地域の事業者による当該地域での投資又は支店等（原文は「分支機構」）の設立を排斥又は制限してはならない。

第 36 条

行政機関及び法律、法規により授権された公共の事務を管理する職能を有する組織は、

行政権限を濫用し、事業者が本法に規定する独占行為に従事することを強制してはならない。

第 37 条

行政機関は、行政権限を濫用し、競争を排除、制限する内容を含む規定を制定してはならない。

第 6 章 独占の疑いのある行為に対する調査

第 38 条

独占禁止法執行機構は、法に従い独占の疑いのある行為に対して調査を行う。

独占の疑いのある行為について、いかなる単位及び個人も独占禁止法執行機構に対して通報する権利を有する。独占禁止法執行機構は、通報者のために秘密を保持しなければならない。

通報が書面形式を採用し、かつ関連事実及び証拠を提供するものである場合、独占禁止法執行機構は必要な調査を行わなければならない。

第 39 条

独占禁止法執行機構は、独占の疑いのある行為を調査する場合、次の各号に掲げる措置をとることができる。

- (1) 調査対象の事業者の営業施設又はその他の関連施設に立入り、検査を行う。
- (2) 調査対象の事業者、利害関係人又はその他の関連単位もしくは個人に質問し、その関連状況の説明を求める。
- (3) 調査対象の事業者、利害関係人又はその他の関連単位もしくは個人の関連書類、協議書、会計帳簿、業務書簡、電子データ等の文書、資料を閲覧し、複製する。
- (4) 関連証拠を封印し、差押える。
- (5) 事業者の銀行口座を問合せる。

前項に規定する措置をとる場合には、独占禁止法執行機構の主たる責任者に書面で報告し、かつ認可を経なければならない。

第 40 条

独占禁止法執行機構が独占の疑いのある行為を調査する場合、執行者は 2 人を下回ってはならず、かつ執行証書を提示しなければならない。

執行者が質問及び調査を行う場合、記録を作成し、かつ質問対象者又は調査対象者の署名を得なければならない。

第 41 条

独占禁止法執行機構及びその職員は、法執行過程において知りえた営業秘密について秘密保持義務を負う。

第 42 条

調査対象の事業者、利害関係人又はその他の関連単位もしくは個人は、独占禁止法執行機構が法に従い職責を履行することに協力しなければならず、独占禁止法執行機構の調査を拒絶し、阻害してはならない。

第 43 条

調査対象の事業者、利害関係人は意見を述べる権利を有する。独占禁止法執行機構は、調査対象の事業者、利害関係人の提出した事実、理由及び証拠につき確認を行わなければならない。

第 44 条

独占禁止法執行機構は、独占の疑いのある行為を調査し事実確認を行った後、独占行為を構成すると認定した場合、法に従い処分の決定をしなければならず、かつ社会に公布することができる。

第 45 条

独占禁止法執行機構が調査した独占の疑いのある行為に対し、調査対象の事業者が独占禁止法執行機構が認可した期間内において具体的措置をとりかかる行為の結果を除去することを承諾した場合、独占禁止法執行機構は調査の中止を決定することができる。調査中止の決定には、調査対象の事業者が承諾した具体的内容を明記しなければならない。

独占禁止法執行機構が調査中止を決定する場合、事業者の承諾の履行状況を監督しなければならない。事業者が承諾を履行した場合、独占禁止法執行機構は調査の終了を決定することができる。

次の各号に掲げる状況のいずれかに該当する場合には、独占禁止法執行機構は調査を再開しなければならない。

- (1) 事業者が承諾を履行していない場合
- (2) 調査中止を決定した根拠となる事実に変化が生じた場合
- (3) 調査中止の決定が事業者の提供した不完全又は真実ではない情報に基づいて出されたものである場合

第 7 章 法律責任

第 46 条

事業者が本法の規定に違反し、独占合意を達成かつ実施した場合には、独占禁止法執行

機構が違法行為の停止を命じ、違法所得を没収し、併せて前年度販売額の 1 パーセント以上 10 パーセント以下の過料に処する。達成した独占合意を実行していない場合は、50 万元以下の過料に処することができる。

事業者が自発的に独占禁止法執行機構に独占合意の達成に関する状況を報告し、かつ重要な証拠を提出した場合には、独占禁止法執行機構は情状を酌量して当該事業者に対する処罰を軽減又は免除することができる。

業種協会が本法の規定に違反し、当該業種の事業者に独占合意を達成させた場合は、独占禁止法執行機構は、50 万元以下の過料に処することができる。情状が重大な場合は、社会团体登記管理機関が法に従い登記を抹消することができる。

第 47 条

事業者が本法の規定に違反し、市場における支配的地位を濫用した場合には、独占禁止法執行機構が違法行為の停止を命じ、違法所得を没収し、併せて前年度販売額の 1 パーセント以上 10 パーセント以下の過料に処する。

第 48 条

事業者が本法の規定に違反し、集中を実施した場合には、国務院独占禁止法執行機構が集中実施の停止、期限を定めた株式又は資産の処分、期限を定めた営業の譲渡及びその他の必要な措置をとり、集中の実施前の状態に回復させるよう命じ、50 万元以下の過料に処することができる。

第 49 条

本法第 46 条、第 47 条、第 48 条の規定する過料に対して、独占禁止法執行機構が具体的過料金額を確定するときは、違法行為の性質、程度及び継続した時間等の要素を考慮しなければならない。

第 50 条

事業者が独占行為を実施し、他人に損失を与えた場合は、法に従い民事責任を負担する。

第 51 条

行政機関及び法律、法規により授権された公共の事務を管理する職能を有する組織が行政権限を濫用して、競争を排除し又は制限する行為を実行した場合には、上級機関が是正を命じる。直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者に対しては法に従い処分を与える。独占禁止法執行機構は、関連の上級機関に対し法に従い処分の建議を提出することができる。

法律、行政法規が、行政機関及び法律、法規により授権された公共の事務を管理する職

能を有する組織の行政権限濫用による競争排除又は制限行為に対する処分につき別途規定している場合は、その規定に従う。

第 52 条

独占禁止法執行機構が法に従い実施する審査及び調査に対し、関連資料、情報の提供を拒絶した場合、虚偽の資料、情報を提供した場合、証拠を隠匿、処分、移転した場合、又はその他調査を拒絶、阻害する行為を行った場合は、独占禁止法執行機構が是正を命じ、個人に対しては 2 万元以下の過料に処することができ、単位に対しては 20 万元以下の過料に処することができる。情状が重大な場合には、個人に対して 2 万元以上 10 万元以下の過料に処し、単位に対しては 20 万元以上 100 万元以下の過料に処する。犯罪を構成する場合は、法に従い刑事責任を追及する。

第 53 条

独占禁止法執行機構が本法第 28 条、第 29 条に基づき行った決定に不服がある場合は、まず法に従い行政不服申立を行うことができる。行政不服申立の決定に不服がある場合は、法に従い行政訴訟を提起することができる。

独占禁止法執行機構の行った前項の規定以外の決定に不服がある場合は、法に従い行政不服申立を行う又は行政訴訟を提起することができる。

第 54 条

独占禁止法執行機構の職員が職権を濫用し、職務を怠慢し、私情のために不正行為を働き、又は法執行過程で知りえた事業者の営業秘密を漏洩し、犯罪を構成する場合は、法に従い刑事責任を追及する。犯罪を構成しない場合には、法に従い処分を与える。

第 8 章 附則

第 55 条

事業者が知的財産権に関する法律、行政法規の規定に従い知的財産権を行使する行為には、本法を適用しない。但し、事業者が知的財産権を濫用し、競争を排除し、制限する行為には、本法を適用する。

第 56 条

農業生産者及び農村経済組織が農産品の生産、加工、販売、輸送、貯蔵等の経営活動の中で行った結合又は協同行為には、本法を適用しない。

第 57 条

本法は 2008 年 8 月 1 日より施行する。